相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市山本一丁目二八八番地、最後の住所栃木県宇都宮市山本一丁目二五番一〇号　被相続人　亡　黒川　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

栃木県宇都宮市桜四丁目一番二八号タカノハシビル二〇一号

相続財産管理人　竹澤　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字西門前四四〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　和正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―六―一一藤屋ビル二〇二号さいたま浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　櫻井　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市城内町三丁目八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　武内　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

新潟県長岡市三和三丁目六―一三金子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市堀川町二番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤野嘉津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

事務所富山市西田地方町三丁目六番三〇号

富山みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡白馬村大字神城二四八六二番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　幹彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

事務所長野県松本市沢村三丁目一番五号二階　相続財産管理人　長瀬　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛知郡松葉村大字小本六二番戸、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　酒井久三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階名古屋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　健人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西春日井郡勝町大字六ツ師字町田一七二番地、最後の住所愛知県小牧市藤島一丁目一六七番地　被相続人　亡　檜山　次夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

名古屋市名東区藤見が丘五六　グロリア藤見が丘三〇A

相続財産管理人　辻　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市江島本町三二六七番地五、最後の住所岐阜県大垣市河間町四丁目二六番地三　被相続人　亡　細合　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地

楠井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市嶋一八五番地二、最後の住所兵庫県西脇市嶋一八五番地　被相続人　亡　西井千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所　相続財産管理人　太田　悠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島中庄町一三九四番地、最後の住所神戸市兵庫区西柳原町九番四号　被相続人　亡　東　敏治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

事務所神戸市中央区相生町二丁目三番九号石川ビル五階　藤野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤野　亮司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市東昭和町三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　樋口　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

鳥取県倉吉市見日町三一七番地種部ビル

相続財産管理人　弁護士　濱田由紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市元魚町四五番地、最後の住所岡山県津山市鍛治町一一番地　被相続人　亡　奥　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

岡山県津山市山北六九六番地二

相続財産管理人　政広　雄造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市新市町大字新市一六六番地、最後の住所広島県福山市新市町大字戸手六五七番地一グループホーム春里　被相続人　亡　小林サヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

広島県福山市御幸町大字森脇一〇四六番地一二

相続財産管理人　田上惠美子

第33期決算公告

平成26年3月14日　東京都府中市宮町1丁目40番地の1

キヤノンアイテック株式会社

代表取締役　友定　昌弘

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,786	流動負債	446
固定資産	175	賞与引当金	16
		永年勤続尉労引当金	2
		受注損失引当金	3
		固定負債	225
		退職給付引当金	223
		永年勤続尉労引当金	2
		株主資本	2,290
		資本金	10
		利益剰余金	2,280
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	2,277
		（うち当期純利益）	(29)
合計	2,961	合計	2,961